

牛海綿状脳症（BSE）国内対策の見直しに係る食品健康影響評価（健康と畜牛のBSE検査廃止）に関する審議結果（案）についての意見・情報の募集結果について

1. 実施期間 平成28年7月13日～平成28年8月11日
2. 提出方法 インターネット、ファックス、郵送
3. 提出状況 9通
4. 頂いた意見・情報及び食品安全委員会の回答

	頂いた意見・情報※	食品安全委員会の回答
1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 29頁の3行目「平成26年度」は「平成26年度（2014年度）」と記載したほうが良いと思います。理由は、1行目の西暦との対比が容易になるから。 ・ 29頁の5行目の「（「ローマ数字4. 日本におけるBSEサーベイランス及び発生状況」図3）」は削除したほうが良いと思います。理由は、4行目の「77,360頭」、5行目の「6.7%」は図3からは読み取れないデータであるから。 ・ 36頁の1. の3行目「全世界で231例である（図6）」は「全世界で231例であり、年別vCJD患者発生 	<p>御指摘いただいた内容につきましては、御趣旨を踏まえ評価書を修正・反映させていただきました。</p>

	<p>は図6に示すとおりである」と記載したほうが良いと思います。理由は、231例であることを図6から読み取るのは困難だから。</p>	
2	<p>廃止することで予算が別の事業にまわせる等のメリットもありますが、最低限の定期的な抜き打ち検査は実施したほうが安全だと考えます。</p>	<p>本評価では、日本における、牛群のBSE感染状況、BSEプリオンの侵入リスク低減措置（輸入規制）、増幅リスク低減措置（飼料規制等）及び曝露リスク低減措置（食肉処理工程）に加え、牛と人との種間バリアの存在を踏まえると、牛肉及び牛の内臓（SRM以外）の摂取に由来する定型及び非定型BSEプリオンによるvCJDを含む人のプリオン病発症の可能性は極めて低いと考え、食用にと畜される48か月齢超の健康牛のBSE検査について、継続した場合と廃止した場合のリスクの差は非常に小さく、人への健康影響は無視できると判断しました（評価書43、44ページ）。</p> <p>一方、家畜への感染防御には飼料規制が重要であることから、本評価では、飼料規制の実効性が維持されていることを確認できるよう、高リスク牛（死亡牛等）を対象としたBSE検査により、BSEの発生状況を引き続き確認することが必要としています（評価書44ページ）。</p>

		<p>また、引き続き、全てのと畜される牛に対すると畜前の生体検査が適切に実施され、24か月齢以上の牛のうち、と畜前の生体検査において神経症状が疑われたもの及び全身症状を呈するものを対象とするBSE検査が行われる必要があるとしています（評価書44ページ）。</p>
3	<p>プリオン評価書（案）要約 評価結果の概要では「また、非定型 BSE に関しては、現在までに得られている知見に基づけば、H-BSE については、実験動物への感染実験の結果から人への感染の可能性は確認できず、EU における H-BSE の発生頻度は、2 歳齢以下の牛 100 万頭につき、年当たり 0.07 頭と極めて低い。L-BSE 感染牛の脳組織については人への感染の可能性が否定できないが、現行の SRM 以外の組織の感染性は極めて低いと考えられる。L-BSE 感染牛の脳組織については人への感染可能性が否定できないが、現行の SRM 以外の組織の感染性は極めて低いと考えられる。日本又は EU における L-BSE の発生頻度は、2 歳齢以上の牛 100 万頭につき、それぞれ年当たり、0.07 頭又は 0.09 頭と極めて低い。また、これまでに疫学的に非</p>	<p>御指摘のありました農研機構（国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構 動物衛生研究部門）による研究結果につきましては、非定型 BSE プリオンを脳内接種によりマウスに 4 代にわたって感染させた際に、特徴の異なる新たなプリオンが出現したというものです。この結果は、非定型 BSE が動物間で継代されることによって変化し、新たな BSE プリオンが出現する可能性を示唆しています。</p> <p>当該報告については承知していますが、飼料規制の実効性が維持されている限りにおいては、感染牛由来のプリオンの飼料を介した別の牛への感染が繰り返されることは考え難く、食用にと畜される 48 か月齢超の健康牛の BSE 検査を廃止した場合のリスクの要因となるものではないと考えます。</p>

<p>定型 BSE と vCJD を含む人のプリオン病との関連を示唆する報告はない。以上に基づいて、食品安全委員会プリオン専門調査会は、・・・牛肉及び牛の内臓（SRM 以外）の摂取に由来する定型及び非定型 BSE プリオンによる vCJD を含む人のプリオン病発症の可能性は極めて低いと考える。・・・」としている。</p> <p>しかし、「農研機構」によるプレスリリース『非定型 BSE から新規 BSE が出現する現象を確認』（『平成 28 年 8 月 7 日付けの英国科学雑誌『Scientific Reports』(Online)掲載』）では、カナダで確認された H 型非定型 BSE 材料を牛型プリオンたん白質遺伝子改変マウス（牛型マウス）で継代培養することによって、新たな BSE プリオンが出現すること、このことが確認されたとし、非定型 BSE が牛群で継代された場合に病性が変化する可能性を示唆するものと考えられるとしている。</p> <p>プリオン評価書（案）要約では、非定型 BSE の知見は限られているため最新の知見を引き続き収集する必要があると結論づけているので「農研機構」の最新の知見を考慮すべきであるし、予防原則から、非定型</p>	<p>また、本評価では、日本における、牛群の BSE 感染状況、BSE プリオンの侵入リスク低減措置（輸入規制）、増幅リスク低減措置（飼料規制等）及び曝露リスク低減措置（食肉処理工程）に加え、牛と人との種間バリアの存在を踏まえると、牛肉及び牛の内臓（SRM 以外）の摂取に由来する定型及び非定型 BSE プリオンによる vCJD を含む人のプリオン病発症の可能性は極めて低いと見え、食用にと畜される 48 か月齢超の健康牛の BSE 検査について、継続した場合と廃止した場合のリスクの差は非常に小さく、人への健康影響は無視できると判断しました（評価書 43、44 ページ）。</p> <p>なお、EU の「予防原則に関する報告（2000 年 2 月）」によれば、予防原則とは、「リスク分析の範囲の中でとらえられ、特に政策担当者がリスク管理において潜在的な悪影響が特定されているが、科学的な評価において十分な確証が得られていない状況において健康保護の観点から妥当な水準の保護措置を講じられるべき」という考え方です。</p>
---	--

	<p>BSE の病性の変化の可能性を考慮し人のプリオン病発症の危険性は排除できないので BSE 検査の廃止を含む BSE 国内対策の見直しを再考すべきです。</p>	
4	<p>私たちパルシステム東京は、『『食べもの』『地球環境』『人』を大切に した『社会』をつくります』を理念に、約 45 万の組合員が安心して安全な生活を願い活動をすすめている生活協同組合です。パルシステムでは生活者(消費者)のくらしと健康を守るために、生産者とともに食べものの安全性にこだわり、産直運動をすすめ、日本の食料自給率向上を目指しています。</p> <p>牛海綿状脳症(BSE)対策の見直しについて以下、要望いたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(1)非定型 BSE の評価とそれに基づく対策を要望します</p> <p>評価書にも書かれている通り、非定型 BSE に関する知見は未だ十分とは言えません。これまで実施されてきた BSE 検査が非定型 BSE に有効か否かも疑問です。したがって、特に飼料規制が不十分な国のサーベイランスデータは信頼性に問題があります。非定型 BSE のヒトへの感染性に</p>	<p>(1) 本評価は、食品安全基本法第 11 条第 3 項の規定を踏まえ、非定型 BSE を含め、BSE について現時点において到達されている水準の科学的知見に基づいて、客観的かつ中立公正に行ったものです。</p> <p>今回の評価においては、非定型 BSE について、欧州等における発生状況や感染実験等の知見を踏まえ評価を行いました。</p>

<p>についても十分な知見があるとは言えません。非定型 BSE についてさらに慎重に知見を重ね、非定型 BSE 患者を確実に検出する方法を開発した上でサーベイランスを行なうことを要望します。規制の見直しはそれを基に行なわれるべきと考えます。</p> <p>(2) 予防的な措置を要望します 当初の全月齢から、20 か月、36 か月、48 か月と、順次のリスク比較を行なうという手法は、BSE のリスクが定量性を以て実施できるような状況でないことを考慮すれば、規制を緩和するという方針が決まっています。不確実性が多い BSE の評価に当たっては、規制を安全側にする予防的措置が必要です。BSE のサーベイランスのためには、まずは非定型 BSE を確実に検出できる検査方法の開発が急務で</p>	<p>非定型 BSE プリオンは、感染牛の脳内において比較的広範囲に分布することが知られていますが、現在行われている BSE 検査の検査部位である延髄門部にも蓄積が認められており、従来の BSE 検査方法を非定型 BSE の検査にも適用できることを示す複数の知見があります。</p> <p>また、現在行われている BSE 検査については、非定型 BSE の診断も含め、国際獣疫事務局 (OIE) の陸生動物の診断及びワクチンに関するマニュアル (the Manual of Diagnostic Tests and Vaccines for Terrestrial Animals) に定められており、国際的にも認められた方法です。</p> <p>(2) 健康と畜牛の BSE 検査に係るリスク評価は、これまでも、厚生労働省からの諮問を受け、その時点における BSE の発生状況、BSE 制御のための対策の実施状況及び科学的知見を踏まえて実施されてきたものです。</p> <p>本評価では、日本における、牛群の BSE 感染状況、BSE プリオンの侵入リスク低減措置 (輸入規制)、増幅リスク低減措置 (飼料規制等) 及び曝露リスク低減措置 (食肉処理工程) に加え、牛と人との種間バリアの存在を踏まえると、牛肉及び牛の内臓 (SRM 以</p>
---	---

<p>あり、その上で、現状把握のためにできるだけ広い範囲の検査を行なうべきと考えます。BSE の評価と規制検討のあり方を見直し、予防的措置を取られることを要望します。</p> <p>(3)米国産牛等の再評価、規制を要望します 非定型 BSE の検査に不確実性がある以上、飼料規制が未だ不完全な米国については、リスクの評価を正確に行なうことは困難と考えます。しかし、現在、BSE の規制緩和は「内外無差別」でなされています。米国のリスクについて、検査の不確実性を考慮して、再評価し、規制を検討されるよう要望します。</p>	<p>外) の摂取に由来する定型及び非定型 BSE プリオンによる vCJD を含む人のプリオン病発症の可能性は極めて低いと考え、食用にと畜される 48 か月齢超の健康牛の BSE 検査について、継続した場合と廃止した場合のリスクの差は非常に小さく、人への健康影響は無視できると判断しました (評価書 43、44 ページ)。</p> <p>(3) 食品安全委員会は厚生労働省から諮問を受け、科学的知見をもとに客観的かつ中立公正に審議を行っており、これまでも、BSE 発生国から輸入される牛肉及び牛の内臓について、国ごとにリスク評価を実施しています。</p> <p>米国から輸入される牛肉及び牛の内臓については、2012 年 10 月に厚生労働省に答申された「牛海綿状脳症 (BSE) 対策の見直しに係る食品健康影響評価」において評価されています。当該評価においては、米国を含む評価対象国における飼料規制は BSE の発生抑制に大きな効果を発揮しているものと判断しており、また、現行の飼料規制等のリスク管理措置を前提とし、牛群の感染状況、感染リスク及び BSE 感染における牛と人との種間バリアの存在を踏まえると、米国に</p>
--	---

		<p>関しては、30か月齢以下の牛由来の牛肉及び牛内臓（扁桃及び回腸遠位部以外）の摂取に由来する BSE プリオンによる人での vCJD 発症は考え難いとの評価結果をとりまとめています。</p> <p>米国産を含む輸入牛肉に係る今後の評価については、これまで評価を行った国について、既に厚生労働省より「国際的な基準を踏まえてさらに月齢の規制閾値を引き上げた場合のリスク」について諮問を受けています。今後とも、食品安全委員会は、科学的知見をもとに客観的かつ中立公正に審議を行ってまいります。</p>
5	<p>厚生労働省が 2015 年 12 月に諮問した事項のうち、「BSE の検査対象月齢」について、このたび食品安全委員会は、「48 ヶ月齢超とする現行基準を廃止してもリスクは変わらない」とした。これにより日本における健康牛の BSE 検査を政府はすべて廃止することになると思われるが、私たちは以下の理由から、あくまでも 2001 年 10 月に実施された全頭での BSE 検査は必要であると考えます。食品安全委員会は 2016 年 7 月のこの食品健康影響評価を撤回すべきである。</p>	

<p>1) 「BSE 問題は飼料規制だけでは解明できない」</p> <p>食品安全委員会の 2013 年 5 月の評価書では、それまでの 30 ヶ月齢超の BSE 検査を 48 ヶ月齢超へ見直すことにつき、「2009 年から 2015 年の摘発頭数がほぼ 0 となり、以降日本において飼料を介して BSE が発生する可能性は極めて低くなる、と推定される」としていた。今回の厚労省の 2015 年 12 月の諮問では、2013 年 7 月から 2015 年 11 月末までに 48 ヶ月齢超の牛の検査でも日本で BSE 感染牛が発見されていないのは、その原因として飼料規制が実施されたからだとしている。しかし、世界では BSE 感染牛が 2014 年に英国で 1 頭、英国以外の欧州で 10 頭、2015 年は英国で 2 頭、英国以外の欧州で 4 頭、カナダで 1 頭が確認され、2016 年もフランスで 1 頭確認されている。近年、非定型の BSE 感染牛も確認されている。世界各国では飼料規制も行われていることから、BSE の発生原因と汚染経路、体内での異常プリオンの動態にはまだ未解明の要素があると言わざるをえない。日本においてもと畜場での BSE 検査を続け BSE の原因究明のためのデータを収集し続ける必要がある。</p>	<p>(1) 本評価は、と畜場において実施されている食用にと畜される 48 か月齢超の健康牛の BSE 検査を継続した場合と廃止した場合の人の健康へのリスクについて検討したものです。</p> <p>本評価においては、現在までに得られている知見を踏まえて評価を行ったものであるが、非定型 BSE の知見は限られているため、今後、特に非定型 BSE に係る最新の知見についても、引き続き収集する必要があるとしています (評価書 44 ページ)。</p> <p>一方、定型 BSE については、飼料規制等の BSE 対策が継続されている中では、今後、発生する可能性はほとんどないものと考えられるとしています。また、非定型 BSE (H-BSE, L-BSE) については、EU における H-BSE の発生頻度は 2 歳齢以上の牛 100 万頭につき、年当たり 0.07 頭、日本又は EU における L-BSE の発生頻度は、2 歳齢以上の牛 100 万頭につき、それぞれ年当たり、0.07 頭又は 0.09 頭であり、その発生頻度は極めて低いことが示されています。これらのことから、健康と畜牛の BSE 検査を継続したとしても、BSE の原因究明に寄与するだけのデータが得られるとは考えられません。</p> <p>なお、本評価では、飼料規制の実効</p>
--	--

<p>2) 「変異型クロイツフェルトヤコブ病 (vCJD) のリスクは非定型 BSE で皆無とはいえない」</p> <p>2016 年 7 月の食品安全委員会の評価書では、非定型 BSE のうち、異常プリオンの量が多い H 型と少ない L 型を比較し、日本で発見された 23 ヶ月齢、72 ヶ月齢の 2 頭の非定型 BSE 感染牛は L 型だったため、感染力は弱い、としている。しかし、非定型の BSE は世界ではこれまでの累計で 124 頭発見されており、H 型、L 型とも年に数頭確認されている、また H 型では動物実験でサルに感染したとの報告があることをこの報告書でも述べている。孤発性に発生しうる非定型の BSE の発生が日本で今後も</p>	<p>性が維持されていることを確認できるよう、高リスク牛を対象とした BSE 検査により、BSE の発生状況を引き続き確認することが必要としています (評価書 44 ページ)。また、引き続き、全てのと畜される牛に対すると畜前の生体検査が適切に実施され、24 か月齢以上の牛のうち、と畜前の生体検査において神経症状が疑われたもの及び全身症状を呈するものを対象とする BSE 検査が行われる必要があるとしています (評価書 44 ページ)。</p> <p>(2) 非定型 BSE は、異常プリオンたん白質 (PrP^{Sc}) の無糖鎖バンド*の分子量が、定型 BSE のものと比較して大きいもの (H 型 ; H-BSE) あるいは小さいもの (L 型 ; L-BSE 又は BASE) の 2 種類が知られています (*たん白質分解酵素処理及びウエスタンブロット法により検出される 3 本のバンドのうち分子量が最も小さいもの)。</p> <p>日本で確認された L-BSE の 2 例 (23 か月齢及び 169 か月齢) のうち 23 か月齢の症例については、感染実験が行われた結果、感染性が認められませんでした。</p> <p>非定型 BSE は、現在までに得られている知見に基づけば、H-BSE につ</p>
---	---

<p>皆無とはいえ、人に感染して vCJD が発症するリスクはゼロではないため、と畜場での BSE 検査は必要である。</p>	<p>いては、実験動物への感染実験の結果から人への感染の可能性は確認できず、EU における H-BSE の発生頻度は 2 歳齢以上の牛 100 万頭につき、年当たり 0.07 頭と極めて低いことが示されています。</p> <p>一方、L-BSE 感染牛の脳組織については人への感染の可能性が否定できませんが、現行の SRM 以外の組織の感染性は極めて低いと考えられ、日本又は EU における L-BSE の発生頻度は、2 歳齢以上の牛 100 万頭につき、それぞれ年当たり、0.07 頭又は 0.09 頭と極めて低いことが示されています。</p> <p>また、これまでに、疫学的に非定型 BSE と vCJD を含む人のプリオン病との関連を示唆する報告はありません。</p> <p>以上のことから、日本における、牛群の BSE 感染状況、BSE プリオンの侵入リスク低減措置（輸入規制）、増幅リスク低減措置（飼料規制等）及び曝露リスク低減措置（食肉処理工程）に加え、牛と人との種間バリアの存在を踏まえると、牛肉及び牛の内臓（SRM 以外）の摂取に由来する非定型 BSE プリオンによる vCJD を含む人のプリオン病発症の可能性は、定型 BSE と同様に極めて低いと考え、食用にと</p>
---	--

<p>3) 「BSE の国境措置は万全といえず、食品安全委員会は自ら評価を実施すべきである」</p> <p>今回の 2016 年 7 月の評価書では、厚労省の諮問（2015 年 12 月）で求められた SRM の範囲の縮小（特に脊柱を除外すること）については報告していない。しかし、早晚、これに対して食品安全委員会は評価することになる。その前に、食品安全委員会は輸入牛肉が国内消費者の vCJD 発症をもたらすリスクにつき、次のような項目について速やかに自ら評価すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本の厚労省、農水省、食品安全委員会は、米国における飼料規制の実態調査はここ数年実施していない。米国の飼料規制では牛の肉骨粉の豚・鶏への給餌を禁止しておらず交差汚染の可能性が未だにある。そのような米国牛の輸入拡大はリスクを高めるのではないか。米国貿易通商代表部（USTR）の外国貿易障壁 	<p>畜される 48 か月齢超の健康牛の BSE 検査について、継続した場合と廃止した場合のリスクの差は非常に小さく、人への健康影響は無視できると判断しました（評価書 43、44 ページ）。</p> <p>（3）食品安全委員会は厚生労働省から諮問を受け、科学的知見をもとに客観的かつ中立公正に審議を行っており、これまでも、BSE 発生国から輸入される牛肉及び牛の内臓について、国ごとにリスク評価を実施しています。</p> <p>米国及びカナダから輸入される牛肉及び牛の内臓については、2012 年 10 月に厚生労働省に答申された「牛海綿状脳症（BSE）対策の見直しに係る食品健康影響評価」において、現行の飼料規制等のリスク管理措置を前提とし、牛群の感染状況、感染リスク及び BSE 感染における牛と人との種間バリアの存在を踏まえると、米国及びカナダに関しては、諮問対象月齢である 30 か月齢以下の牛由来の牛肉及び牛内臓（扁桃及び回腸遠位部以外）の摂取に由来する BSE プリオンによる人での vCJD 発症は考え難いとの評価結果をとりまとめています。</p> <p>また、BSE 発生国の牛の皮及び骨（SRM を除く）を原材料とするゼラ</p>
---	--

<p>報告書に盛り込まれた BSE 検査の縮小要求に、この食品安全委員会報告書は応えるものとなった。また TPP 協議の中で行われた日米二国間の並行協議で日本政府は、米国の要求にある骨由来のゼラチン、コラーゲンの輸入解禁を認めた。政治的関連性が疑われるがどう説明できるのか。</p> <p>・ 諸外国の BSE 対策につき、食品安全委員会はこれまで、日本に輸入される牛肉及び牛内臓に関して、オーストラリア、メキシコ、チリ、コスタリカ、パナマ、ニカラグア、ブラジル、ハンガリー、ニュージーランド、バヌアツ、アルゼンチン、ホンジュラス、ノルウェー、アイルランド、ポーランド、スウェーデン、デンマーク、スイス、リヒテンシュタイン、イタリアについて、食品健康影響評価を行ってきた。今後早急にカナダ、米国について実施されたい。</p> <p>以上</p>	<p>チン・コラーゲンについては、2014 年に厚生労働省から諮問を受け、食品安全委員会は、同年 10 月に「提示された原材料規制、製造基準の設定等の管理措置が採られることを前提とし、牛の頭部の皮を特定部位の範囲から除外すること、BSE 発生国の牛の皮を原材料とするゼラチン・コラーゲン、BSE 発生国の牛の骨を原材料とするゼラチンの食用としての利用については、食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 11 条第 1 項第 2 号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。」と答申したものです。</p>
<p>6 プリオン評価書（案）について、消費者の理解を深めるために次のことを要望します。</p> <p>○非定型 BSE が十分に解明されてい</p>	<p>（1）非定型 BSE は孤発性に発生</p>

<p>ないことは消費者にとって不安であり、関心の強い問題です。評価書（案）によると、非定型 BSE の発生状況に基づいた区分では、健康と畜牛で 33.6%となっています。今回、健康と畜牛での BSE 検査の廃止が検討されていますが、この場合、検査数が減るため非定型 BSE を漏れなく把握できるか疑問です。ついては、変更後も十分に検出できる根拠を明示していただきたい。</p>	<p>することが示唆されています。欧州連合（EU）では非定型 BSE 陽性牛のうち健康と畜牛として検出されたものの割合は 33.6%ほどであることから、その程度の割合で検査陽性牛を検出できなくなる可能性はある一方、EU における H-BSE の発生頻度は 2 歳齢以上の牛 100 万頭につき、年当たり 0.07 頭、日本又は EU における L-BSE の発生頻度は、2 歳齢以上の牛 100 万頭につき、それぞれ年当たり、0.07 頭又は 0.09 頭であり、その発生頻度は極めて低いと考えます。</p> <p>さらに、現在までに得られている知見に基づけば、H-BSE については、実験動物への感染実験の結果から人への感染の可能性は確認できず、また、L-BSE 感染牛の脳組織については人への感染の可能性が否定できませんが、現行の SRM 以外の組織の感染性は極めて低いと考えられます。加えて、これまでに、疫学的に非定型 BSE と vCJD を含む人のプリオン病との関連を示唆する報告はありません。</p> <p>以上のことから、日本における、牛群の BSE 感染状況、BSE プリオンの侵入リスク低減措置（輸入規制）、増幅リスク低減措置（飼料規制等）及び曝露リスク低減措置（食肉処理工程）に加え、牛と人との種間バリアの存在を</p>
--	--

<p>○また、高リスク牛だけの BSE 検査に変更になった場合、検査数が減ることにより非定型 BSE の研究に支障が生じないか明示していただきたい。また今後、どのような方法で、どのような研究をしていくのかも合わせて示していただきたい。</p>	<p>踏まえると、牛肉及び牛の内臓 (SRM 以外) の摂取に由来する定型及び非定型 BSE プリオンによる vCJD を含む人のプリオン病発症の可能性は極めて低いと考えました (評価書 43 ページ)。</p> <p>(2) 本評価は、と畜場において実施されている食用にと畜される 48 か月齢超の健康牛の BSE 検査を継続した場合と廃止した場合のリスクについて検討したものです。</p> <p>本評価においては、現在までに得られている知見を踏まえて評価を行ったものであるが、非定型 BSE の知見は限られているため、今後、特に非定型 BSE に係る最新の知見についても、引き続き収集する必要があるとしています (評価書 44 ページ)。</p> <p>一方、(1) で述べたとおり、非定型 BSE の発生頻度は極めて低く、健康と畜牛の BSE 検査を継続したとしても、非定型 BSE の研究に十分なデータが得られるとは考えられません。日本を含む各国では、遺伝子改変動物を含む実験動物を用いた研究、試験管内でのたん白質の構造変換の研究等が進められているところです。</p> <p>食品安全委員会では食品健康影響評価技術研究として、国立研究開発法</p>
---	--

<p>○評価（案）では、飼料規制が確実に実行されていることが前提となっていますが、故意または事故などにより飼料規制に不備が生じた場合、高リスク牛のみを対象とした検査で問題がないか不安です。このような事態を想定した場合のリスク評価も示していただきたい。</p>	<p>人 農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門において、定型又は非定型 BSE 実験感染牛の脳乳剤のヒト PrP を発現するトランスジェニックマウスへの経口投与による実験を実施しているところです。</p> <p>（3）日本では、2001年10月から、反すう動物用飼料への全ての動物由来たん白質の使用を禁止するとともに、反すう動物以外の家畜用飼料への反すう動物由来たん白質の使用を禁止しています。</p> <p>飼料規制については、2013年5月評価書において、独立行政法人農林水産消費安全技術センター（FAMIC）等が行っている製造・販売・農家の立入検査等の監視体制と遵守率に関するデータを示しており、総合評価において「BSE発生を抑制するための日本の飼料規制等が、極めて有効に機能している」と評価しました。</p> <p>本評価においては、飼料規制の実効性が維持されていることを確認できるよう、高リスク牛（死亡牛等）を対象とした BSE 検査により、BSE の発生状況を引き続き確認することが必要としています（評価書 44 ページ）。</p> <p>また、引き続き、全てのと畜される牛に対すると畜前の生体検査が適切</p>
---	---

	<p>牛海綿状脳症（BSE）国内対策の見直しに対して次のことを要望します。</p> <p>○先の見直しから3年近くが経過していますが、BSE 国内対策が消費者に十分に理解されているとは言えません。非定型 BSE は未知の部分も多く、不安があります。従って、健康と畜牛での BSE 検査の廃止は性急に行わず、BSE 国内対策ロードマップを示したうえ、消費者の理解を図りつつ進めていただきたい。</p>	<p>に実施され、24 か月齢以上の牛のうち、と畜前の生体検査において神経症状が疑われたもの及び全身症状を呈するものを対象とする BSE 検査が行われる必要があるとしています（評価書 44 ページ）。</p> <p>（4）食品安全委員会は厚生労働省から諮問を受け、科学的知見をもとに客観的かつ中立公正に審議を行っています。リスク管理措置は、食品安全委員会の答申を踏まえ、リスク管理機関において検討されるものであるため、頂いた御意見はリスク管理機関にお伝えいたします。</p> <p>消費者の理解については、リスク管理機関と連携して、説明会を東京、北海道、大阪及び福岡で開催するなど、今回の食品健康影響評価に関する丁寧な説明に努めています。また、「牛海綿状脳症（BSE）に関する基礎資料」、Q&A、プリオン評価書の用語解説を食品安全委員会ホームページに掲載しています。御指摘を踏まえて、引き続き、様々な機会をとらえ、わかりやすい情報提供に一層努めてまいります。</p>
7	<p>① BSE の発生状況は、日本では肉骨粉の規制以降発生していないが、ヨ</p>	<p>（1）BSE の発生については、発生のピークであった 1992 年には世界全</p>

<p>ヨーロッパでは発生している。アメリカは全頭検査もしていない。</p> <p>②非定型 BSE の解明はまだできていないなど、有意の変化が見られない中で、対策の変更をする根拠が不明である。</p>	<p>体で年間 37,316 頭の BSE 発生報告がありましたが、その後大幅に減少し、2013 年には 7 頭、2014 年には 12 頭、2015 年には 7 頭、2016 年には 5 月末現在で 1 頭の発生にとどまっています。</p> <p>これは、飼料規制の強化等により主たる発生国である英国の発生頭数が激減していることに加え、同様に飼料規制を強化した英国以外の国における発生頭数も減少してきていることを反映しています。</p> <p>これらのことから、飼料規制の導入・強化により、国内外ともに BSE の発生リスクが大幅に低下していることがうかがえます。</p> <p>(2) また、非定型 BSE については、知見は限られているものの、その発生状況については、本年 3 月末に欧州委員会 (EC) が公表した EC の伝達性海綿状脳症のための反すう動物のモニタリング及び検査に関する報告書 (TSE レポート 2014) において、2003 年から 2014 年までに EU で確認された全ての BSE 検査陽性牛について、型判別検査が実施され、非定型 BSE の発生頻度等が示されています。</p> <p>非定型 BSE の異常プリオンたん白質 (PrP^{Sc}) の感染性や体内分布に関し</p>
--	--

	<p>以上のことから、BSE 検査の廃止は、政治的な判断にほかならず、TPP 交渉参加にあたって約束したアメリカからの輸入条件緩和への対応と言わざるを得ない。食の安全を守るために BSE 検査の廃止は撤回すべき。</p>	<p>ても、非定型 BSE について知見を整理した 2012 年 10 月評価書以降、新たな知見が蓄積されているところです。</p> <p>(3) 食品安全委員会は、食品安全基本法に基づいて、国民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下、規制や指導等のリスク管理を行う関係行政機関から独立して、科学的知見に基づき客観的かつ中立公正にリスク評価を行っています。TPP 協議に何ら影響を受けるものではありません。</p>
8	<p>今回、貴委員会が公表された「プリオン評価書 牛海綿状脳症 (BSE) 国内対策の見直しに係る食品健康影響評価 (健康と畜牛の BSE 検査の廃止) (案)」(以下、評価書案と表記) に関して、以下の意見、要望を提出いたします。</p> <p>1. 今回のリスク評価の結論について 国内では 2003 年以降の出生牛から BSE 陽性牛が確認されていないことから、これまでとられてきた飼料規制等の BSE 対策が有効に機能しているものと認識しています。</p> <p>また、非定型 BSE は弧発性の可能</p>	<p>(1) 御意見をいただき、ありがとうございます。</p> <p>食品安全委員会は、国民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下、規制や指導等のリスク管理を行う関係行政機関から独立して、科学的知見に基づき客観的かつ中立公正</p>

<p>性がありますが、発生頻度が極めて低く、今度も現行の水準で BSE 対策（飼料規制、SRM の再利用禁止、食肉処理工程での SRM 除去等）が継続され、と畜前の生体検査、異常牛や死亡牛の BSE 検査が確実に実施されれば、牛や人への感染は防止できるものと考えます。</p> <p>健康と畜牛の検査を廃止した場合でもリスクの差は非常に小さいとした今回の貴委員会の結論は、現時点での科学的な知見に基づく検討の結果として理解できます。</p> <p>2.BSE 検査を含む、BSE 対策についての国民への説明について</p> <p>今回の評価書案では、定型 BSE については、「今後発生する可能性は極めて低い」、非定型 BSE については「発生頻度が極めて低く、人への感染については『感染は確認できない（H 型）』『SRM（特定危険部位）以外の組織の感染性は極めて低い（L 型）』」と結論しています。このうち非定型 BSE は孤発性の可能性が否定できないため、今後も極めて低い頻度ではありますが、わが国でも発生する可能性があります。</p> <p>健康と畜牛の BSE 検査を廃止した場合、神経症状等が現れる前の BSE</p>	<p>に食品に含まれる可能性のある危害要因が人の健康に与える影響についてリスク評価に努めてまいります。</p> <p>（2）日本では、2001 年の BSE 発生当時は、感染状況が不明な中、SRM の除去とスクリーニング検査として健康と畜牛の全頭検査が開始されました。その後、飼料規制による感染防止や SRM の除去による人への安全性の確保等の対策が的確に行われた結果、BSE の人への感染のみならず、2002 年以降出生した牛にも、新たな感染は確認されていません。</p> <p>本評価では、このような疫学的な知見や感染実験の結果等を踏まえ、評価を行いました。この中で、非定型 BSE については、孤発性に発生することが示唆されています。欧州連合（EU）では非定型 BSE 陽性牛のうち健康と畜</p>
--	--

<p>牛を見逃す可能性が生じますが、それでも貴委員会は、人への健康影響が無視できるほどリスクの差が小さいと結論しています。これを逆に読み解けば、「非定型 BSE も含め BSE 発生確率が極めて低い現在では、BSE 検査はもはや人の健康保護のための必須の対策とは言えず、SRM 除去を確実に実施すればその目的は達成できる」という解釈も可能と考えます。</p> <p>しかし、行政からはこうした説明がほとんどなされておらず、多くの国民は検査の廃止に対して不安を感じるかもしれません。</p> <p>そこで、改めて、検査を含む各種の BSE 対策について、それぞれどのような目的で実施するのかを整理し、国民にわかりやすく説明することを要望します。BSE 対策を実施するのはリスク管理機関である厚生労働省、農林水産省であることは理解していますが、その科学的根拠を示す役割は貴委員会にあると思いますので、三府省による説明が望ましいと考えます。</p>	<p>牛として検出されたものの割合は 33.6%ほどであることから、その程度の割合で検査陽性牛を検出できなくなる可能性はある一方、EU における H-BSE の発生頻度は 2 歳齢以上の牛 100 万頭につき、年当たり 0.07 頭、日本又は EU における L-BSE の発生頻度は、2 歳齢以上の牛 100 万頭につき、それぞれ年当たり、0.07 頭又は 0.09 頭であり、その発生頻度は極めて低いと考えます。</p> <p>さらに、現在までに得られている知見に基づけば、H-BSE については、実験動物への感染実験の結果から人への感染の可能性は確認できず、また、L-BSE 感染牛の脳組織については人への感染の可能性が否定できませんが、現行の SRM 以外の組織の感染性は極めて低いと考えられます。加えて、これまでに、疫学的に非定型 BSE と vCJD を含む人のプリオン病との関連を示唆する報告はありません。</p> <p>以上のことから、日本における、牛群の BSE 感染状況、BSE プリオンの侵入リスク低減措置（輸入規制）、増幅リスク低減措置（飼料規制等）及び曝露リスク低減措置（食肉処理工程）に加え、牛と人との種間バリアの存在を踏まえると、牛肉及び牛の内臓（SRM 以外）の摂取に由来する定型及び非定</p>
---	--

<p>3.BSE やプリオン病に関する調査・研究や情報収集等の必要性について</p> <p>海外では、完全飼料規制実施後も定型 BSE が発生している事例があることから、国内外における定型 BSE の発生やその原因については引き続き情報収集が必要と考えます。</p> <p>また、BSE における「人と牛との</p>	<p>型 BSE プリオンによる vCJD を含む人のプリオン病発症の可能性は極めて低いと考え、食用にと畜される 48 か月齢超の健康牛の BSE 検査について、継続した場合と廃止した場合のリスクの差は非常に小さく、人への健康影響は無視できると判断しました（評価書 43、44 ページ）。</p> <p>国民への説明については、リスク管理機関と連携して、東京、北海道、大阪及び福岡で説明会を開催し、御指摘の検査を含めた各種の BSE 対策及び今回の食品健康影響評価に関する丁寧な説明に努めています。また、「牛海綿状脳症（BSE）に関する基礎資料」、Q&A、プリオン評価書の用語解説を食品安全委員会ホームページに掲載しています。御指摘を踏まえて、引き続き、様々な機会をとらえ、わかりやすい情報提供に一層努めてまいります。</p> <p>（3）BSE については、不明な点もあることから、本評価においては、現在までに得られている知見を踏まえて評価を行ったものであるが、非定型 BSE の知見は限られているため、今後、特に非定型 BSE に係る最新の知見についても、引き続き収集する必要があるとしています（評価書 44 ペー</p>
--	---

<p>種間バリアの存在」についても、現象は知られていますが、そのメカニズム等については十分説明されていないように思います。</p> <p>非定型 BSE については、定型 BSE に比べ発生頭数も少なく、評価書案でも知見が限られている旨述べられています。</p> <p>今回の評価書案では「人のプリオン病発症の可能性は極めて低い」「リスクの差は非常に小さい」「人への健康影響は無視できる」等、随所でリスクが定性的に表現されています。しかし、本来、リスク評価においては、確率やモデル等を用いて人の健康リスクを定量的に示すことが望ましいと考えます。</p> <p>今後も引き続き BSE やプリオン病に関する調査・研究を進めるとともに、リスク管理機関と連携してプリオン病の発生状況および科学的知見の進展を注視し、より精度の高いリスク評価が行われることを期待します。</p> <p>4.と畜前の生体検査の適切な実施について</p> <p>評価書案の結論の付帯事項の一つとして、「引き続き、全てのと畜される牛に対すると畜前の生体検査が適</p>	<p>ジ)。</p> <p>また、食品安全委員会の食品健康影響評価技術研究として、国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構 動物衛生研究部門において、定型又は非定型 BSE 実験感染牛の脳乳剤のヒト型マウスへの経口投与による実験を実施しているところです。</p> <p>評価については、プリオン専門調査会において評価案件ごとに評価方針を整理していますが、今後とも、最新の科学的知見等に基づき、精度の高いリスク評価を行うよう努めてまいります。</p> <p>(4) 食品安全委員会は、評価書に記載のとおり、と畜前の生体検査が適切に行われなくてはならず、生体検査において、所定の症状を呈するものを対象とする BSE 検査が行われること</p>
--	---

	<p>切に行われなくてはならない。24 か月齢以上の牛のうち、生体検査において、運動障害、知覚障害、反射異常又は意識障害等の神経症状が疑われたもの及び全身症状を呈するものを対象とする BSE 検査が行われる必要がある」とされました。</p> <p>この対応が確実に実施されるように、厚生労働省に対して実施要領や結果等の報告を求めるなど、貴委員会と同省の間で重要な管理ポイントであるとの認識を共有するよう要望します。</p>	<p>が必要と考えています（評価書 44 ページ）。</p> <p>具体的なリスク管理措置は、食品安全委員会の答申を踏まえ、リスク管理機関において検討されるものであるため、頂いた御意見はリスク管理機関にお伝えいたします。</p>
9	<p>飼料規制が重要になると考えるが、30 か月齢未満の牛の頭部や脊椎・脊柱は現在でも肉骨粉としてつくられていて、魚類の資料となつていられると思われる。飼料を製造するときに、悪質なメーカーや資料の取引が不正に行われる可能性がある。食の安全や衛生管理には、消費者の側からすると不信が大きい。廃棄した加工食品がお弁当の惣菜として安く売られたり、バーガーのパテに腐敗した原料肉が意識的に混入される（中国）など食品の安全性は脅かされている。学校給食の仕事をしていた時、BSE 問題が起こり、一時は牛肉の使用を控えるなど、大混乱をき</p>	<p>牛肉骨粉等の養魚用飼料としての利用については、2014 年に農林水産省から諮問を受け、同年 10 月に「牛肉骨粉等を含む養魚用飼料の原料となる牛の部位は、特定部位等を含まず、人が摂取しても健康影響が無視できると既に評価した部位であること、仮に BSE プリオンが養魚用飼料の原料に混入したとしても、魚の腸管経路で BSE プリオンが侵入・増幅することは困難であると平成 19 年に既に評価しており、その後も、魚において BSE プリオンが増幅し伝達したことを示す科学的知見は確認されておらず、牛肉骨粉等を含む養魚用飼料を摂取した魚を人が摂取した場合のリス</p>

<p>たした。しかし、その後、安心安全のための施策が講じられるようになり、消費者にとっては安心して牛肉を食することができている。特に飼料については輸入が大半、輸出するすべての国の飼料が OIE 基準を満たす国ばかりでない。ここでの対策が十分でない限り、現行の検査を廃止すべきではないと考える。</p>	<p>クは無視できると考えられることから、本事項は食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 11 条第 1 項第 2 号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。」と答申したものです。</p> <p>飼料規制については、2013 年 5 月評価書において、独立行政法人農林水産消費安全技術センター（FAMIC）等が行っている製造・販売・農家の立入検査等の監視体制と遵守率に関するデータを示しており、総合評価において「BSE 発生を抑制するための日本の飼料規制等が、極めて有効に機能している」と評価しました。</p> <p>なお、輸入飼料については、同評価書に記載のとおり、2001 年 10 月以降、飼料又は肥料となる可能性がある肉骨粉等の動物性加工たん白質、動物性油脂及びこれらを原料とするものの輸入を停止しています。</p> <p>このような状況も踏まえ、本評価では、日本における、牛群の BSE 感染状況、BSE プリオンの侵入リスク低減措置（輸入規制）、増幅リスク低減措置（飼料規制等）及び曝露リスク低減措置（食肉処理工程）に加え、牛と人の種間バリアの存在を踏まえると、牛肉及び牛の内臓（SRM 以外）の摂取</p>
--	--

		<p>に由来する定型及び非定型 BSE プリオンによる vCJD を含む人のプリオン病発症の可能性は極めて低いと考え、食用にと畜される 48 か月齢超の健康牛の BSE 検査について、継続した場合と廃止した場合のリスクの差は非常に小さく、人への健康影響は無視できると判断しました（評価書 43、44 ページ）。</p> <p>今回いただいた御意見は、具体的なリスク管理措置に関わる内容が含まれることから、リスク管理機関にお伝えいたします。</p>
--	--	---

※頂いたものをそのまま掲載しています。